

わたしたちはなぜ

大学立法に反対するのか

市民のみなさん

わたしたちは、政府がさきほど国会に上程した「大学運営にかんする臨時措置法」に反対しております。政府は、こんにち全国の各大学でおこっている「大学紛争」を解決するために、このような法律が必要だといっています。この法律は、文部大臣が学長にたいして紛争処理のやり方を指示したり、「紛争大学」にたいして休校や廃校を命ずることができるようにし、政府の指図で大学教職員をうごかし、これに反対する教員や学生を大学から追い出そうというものであります。

けれども、わたしたちは、こうしたやり方では、現在の「大学紛争」を解決することはできないと考えています。わたしたち大学教職員は、もちろんいっさいの暴力行為に反対しており、教職員と学生の民主的な討議によって、いままでの大学に残されていたふい制度や慣習をあらため、すべての教員・職員・学生の意見を十分に反映できるような、大胆な大学改革をおこなうことをつうじて、はじめて平和な学園を取りもどすことができると信じています。

市民のみなさん

わたしたちが考えているような方法がけっしてたやすい道であるとは思いません。だが大学問題はわたしたち大学人自身の手で解決する以外にはありません。政府のいうように、警察力にたよって一部の学生を追い出してみても「大学紛争」の解決にはならず、かえって教員と学生とのあいだの不信が深まるばかりです。それだけではなく、時の政治権力が大学の管理・運営に介入してくることは、学問・思想の自由をうばわれることになります。それは大学にたいする死刑宣告にもひとしいものであります。

大学において自由な研究ができず、政府の政策や社会の不合理的にたいして批判することもできなくなることは、ひとり、わたしたち大学人だけの問題ではありません。国民に言論の自由がなく、民主的な権利を主張できないような状態においやられることが、社会にとっていかにおそろしい結果を招くことになるかは、かつて太平洋戦争の前夜にわたしたちが実際に経験したところであります。

市民のみなさん

すでにご承知のように、今度の大学立法にたいしては、東大・京大をはじめ全国の多くの大学の学長もこぞってこれに反対しています。わたしたちの大学立法反対運動にたいするみなさんの深いご理解とご支持を心からおねがいたします。

昭和44年6月14日

大学立法反対大阪市立大学教授会連合